

借地借家法 定期建物賃貸借 宅建 H20-14-4 <<#668>>**【問】 正誤をつけよ。**

居住の用に供する建物に係る定期建物賃貸借契約においては、転勤、療養その他のやむを得ない事情により、賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、床面積の規模にかかわらず、賃借人は同契約の有効な解約の申入れをすることができる。

【答え】 誤り**<<ポイント>> 定期建物賃貸借 【★基礎必須】**

7 居住の用に供する定期建物賃貸借(床面積が200㎡未満の建物に係るものに限る。)において、**転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物の賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、建物の賃借人は、建物の賃貸借の解約の申入れをすることができる。**この場合においては、建物の賃貸借は、**解約の申入れの日から1月を経過することによって終了する。**(借々法38条7項)

⇒ 賃借人からの中途解約 (賃貸人からは中途解約できない)